

昭和二十二年法律第六十三号

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律

第一条 別表第一表の通り高等裁判所を、別表第二表の通り地方裁判所を、別表第三表の通り家庭裁判所を、別表第四表の通り簡易裁判所をそれぞれ設立する。

第二条 別表第五表の通り各高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の管轄区域を定める。

第三条 裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたときは、裁判所の管轄区域もこれに伴つて変更される。ただし、新たに行政区画が設けられたとき、又は一の裁判所の所在地の属する行政区画が他の裁判所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

裁判所の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。

第四条 前二条の規定により管轄裁判所が定まらない地域がある場合には、この法律の改正によりその地域を管轄する裁判所が定められるまでは、最高裁判所がその裁判所を定める。

附則 抄

この法律は、裁判所法施行の日から、これを施行する。

附則 (昭和二年七月一八日法律第八九号)

この法律は、昭和二十二年七月十九日から、これを施行する。

この法律により設立される簡易裁判所で従前の簡易裁判所と名称を同じくするものは、その従前の簡易裁判所と、大湊簡易裁判所は、従前の田名部簡易裁判所と同一のものとみなす。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所でこれを完結する。

附則 (昭和二年二月七日法律第二三三三号)

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和四年五月一九日法律第八六号)

この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和五年三月三一日法律第三八八号)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和六年四月五日法律第一三四号)

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二十七年五月二九日法律第一五六号)

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二十八年三月一六日法律第一二一号)

この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和二十九年四月六日法律第六三三号) 抄

この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

この法律により設立される簡易裁判所は、それぞれその名称を同じくする従前の簡易裁判所と同一のものとみなす。

附則 (昭和三十年六月二八日法律第二五五号)

この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十一年四月一三日法律第六九号)

この法律は、昭和三十一年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十三年四月一六日法律第六七号)

この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十三年四月二五日法律第八二二号)

この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十四年三月七日法律第一〇号)

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十五年四月二六日法律第五八八号)

この法律は、昭和三十五年六月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十六年三月一八日法律第一号)

この法律は、昭和三十六年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十七年三月二九日法律第三九号)

この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十八年五月二四日法律第九三三号)

この法律は、昭和三十八年六月一日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十九年四月二〇日法律第六四号)

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和四十二年七月一八日法律第六五号)

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和四十四年五月二七日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、相川簡易裁判所に関する部分の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十四年六月一日法律第八三三号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和四十六年六月一〇日法律第一〇九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年二月三一日法律第一三〇号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十四年三月三一日法律第九号)

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和六十二年九月二一日法律第九〇号)

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

第一條 この法律中、第一條及び次条から附則第六条までの規定は昭和六十三年五月一日から、第二條の規定は同日後の日であつて政令で定める日から施行する。

(簡易裁判所の廃止に伴う経過措置)

第二條 この法律により廃止される簡易裁判所(以下「廃止簡易裁判所」という。)においてこの法律の施行前にした事件の受理その他の手続は、この法律によりその廃止簡易裁判所の所在地を管轄することとなる簡易裁判所(以下「受入簡易裁判所」という。)においてした事件の受理その他の手続とみなす。

2 この法律の施行前に廃止簡易裁判所にあつて発せられた訴状その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、受入簡易裁判所にあつたものとみなす。

3 この法律の施行前に廃止簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものは、受入簡易裁判所が差戻し又は移送を受けたものとみなす。

4 受入簡易裁判所は、前三項の規定に基づいて取り扱うべき事件(以下「引継事件」という。)については、廃止簡易裁判所の管轄権と同一の管轄権を有するものとみなす。

第三條 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件(民事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、その専属管轄に属するものを除き、申立てにより又は職権で、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の引継事件の当事者は、受入簡易裁判所において本案について弁論をした後は、同項の申立てをすることができない。

3 第一項の規定による移送の裁判又は同項の移送の申立てを却下する裁判については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第十七條の規定による移送の裁判又は同條の移送の申立てを却下する裁判とみなし、同法その他の法令の規定を適用する。

第四條 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件(刑事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定をもつて、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の移送の決定は、受入簡易裁判所において、当該引継事件について、証拠調べを開始した後は、これをすることができない。

3 第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第十九條第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定とみなし、同法(同條第二項を除く。)その他の法令の規定を適用する。

(管轄区域の移転に伴う経過措置)

第五條 この法律によりその管轄区域の一部の区域が他の簡易裁判所(以下「隣接簡易裁判所」という。)の管轄区域に属することとなる簡易裁判所(以下「区域移転簡易裁判所」という。)にこの法律の施行の際現に係属している事件、この法律の施行前に発せられた訴状その他の書類の提出によりこの法律の施行後に区域移転簡易裁判所に申し立てられた事件及びこの法律の施行前に区域移転簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したのものについては、当該区域移転簡易裁判所は、この法律の施行前と同一の管轄権を有するものとみなす。

2 附則第三條の規定は、前項に規定する事件のうち隣接簡易裁判所が管轄権を有する民事訴訟事件(区域移転簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について準用する。この場合において、同條第二項中「受入簡易裁判所において」とあるのは、「この法律の施行後区域移転簡易裁判所において」と読み替へるものとする。

第六條 廃止簡易裁判所に対応する区検察庁に属する検察官等のした行為に関する経過措置
は検察事務官のした事件の受理その他の行為は、それぞれ受入簡易裁判所に対応する区検察庁

(以下「受入区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に廃止区検察庁に属する検察官にあつて発せられた告訴をする書面その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、これを受入区検察庁に属する検察官にあつたものとみなす。

附則 (平成八年六月二六日法律第一一〇号) 抄
この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附則 (平成一三年三月三〇日法律第四号)
この法律は、平成一三年五月一日から施行する。

附則 (平成一五年四月九日法律第二五号)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成一五年四月二十一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (平成一六年一〇月二九日法律第一三八号)
(施行期日)
この法律は、平成一六年十一月一日から施行する。

(経過措置)
この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (平成一七年三月一九日法律第四号)
(施行期日)
この法律は、平成一七年三月二十一日から施行する。

(経過措置)
この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

第一表(第一條関係)

名称	所在地
東京高等裁判所	東京都
大阪高等裁判所	大阪市
名古屋高等裁判所	名古屋市
広島高等裁判所	広島市
福岡高等裁判所	福岡市
仙台高等裁判所	仙台市
札幌高等裁判所	札幌市
高松高等裁判所	高松市

第二表(第一條関係)

名称	所在地
東京地方裁判所	東京都
横浜地方裁判所	横浜市
さいたま地方裁判所	さいたま市
千葉地方裁判所	千葉市
水戸地方裁判所	水戸市
宇都宮地方裁判所	宇都宮市
前橋地方裁判所	前橋市
静岡地方裁判所	静岡市
甲府地方裁判所	甲府市
長野地方裁判所	長野市
新潟地方裁判所	新潟市

大阪地方裁判所	大阪府	大阪府
京都地方裁判所	京都市	京都市
神戸地方裁判所	神戸市	神戸市
奈良地方裁判所	奈良市	奈良市
大津地方裁判所	大津市	大津市
和歌山地方裁判所	和歌山市	和歌山市
名古屋地方裁判所	名古屋市	名古屋市
津地方裁判所	津市	津市
岐阜地方裁判所	岐阜市	岐阜市
福井地方裁判所	福井市	福井市
金沢地方裁判所	金沢市	金沢市
富山地方裁判所	富山市	富山市
広島地方裁判所	広島市	広島市
山口地方裁判所	山口市	山口市
岡山地方裁判所	岡山市	岡山市
鳥取地方裁判所	鳥取市	鳥取市
松江地方裁判所	松江市	松江市
福岡地方裁判所	福岡市	福岡市
佐賀地方裁判所	佐賀市	佐賀市
長崎地方裁判所	長崎市	長崎市
大分地方裁判所	大分市	大分市
熊本地方裁判所	熊本市	熊本市
鹿児島地方裁判所	鹿児島市	鹿児島市
宮崎地方裁判所	宮崎市	宮崎市
那覇地方裁判所	那覇市	那覇市
仙台地方裁判所	仙台市	仙台市
福島地方裁判所	福島市	福島市
山形地方裁判所	山形市	山形市
盛岡地方裁判所	盛岡市	盛岡市
秋田地方裁判所	秋田市	秋田市
青森地方裁判所	青森市	青森市
札幌地方裁判所	札幌市	札幌市
函館地方裁判所	函館市	函館市
旭川地方裁判所	旭川市	旭川市
釧路地方裁判所	釧路市	釧路市
高松地方裁判所	高松市	高松市
徳島地方裁判所	徳島市	徳島市
高知地方裁判所	高知市	高知市
松山地方裁判所	松山市	松山市
東京家庭裁判所	東京都	東京都
横浜家庭裁判所	横浜市	横浜市
さいたま家庭裁判所	さいたま市	さいたま市
千葉家庭裁判所	千葉市	千葉市
水戸家庭裁判所	水戸市	水戸市

第三表 (第一条関係)

宇都宮家庭裁判所	宇都宮市	宇都宮市
前橋家庭裁判所	前橋市	前橋市
静岡家庭裁判所	静岡市	静岡市
甲府家庭裁判所	甲府市	甲府市
長野家庭裁判所	長野市	長野市
新潟家庭裁判所	新潟市	新潟市
大阪家庭裁判所	大阪市	大阪市
京都家庭裁判所	京都市	京都市
神戸家庭裁判所	神戸市	神戸市
奈良家庭裁判所	奈良市	奈良市
大津家庭裁判所	大津市	大津市
和歌山家庭裁判所	和歌山市	和歌山市
名古屋家庭裁判所	名古屋市	名古屋市
津家庭裁判所	津市	津市
岐阜家庭裁判所	岐阜市	岐阜市
福井家庭裁判所	福井市	福井市
金沢家庭裁判所	金沢市	金沢市
富山家庭裁判所	富山市	富山市
広島家庭裁判所	広島市	広島市
山口家庭裁判所	山口市	山口市
岡山家庭裁判所	岡山市	岡山市
鳥取家庭裁判所	鳥取市	鳥取市
松江家庭裁判所	松江市	松江市
福岡家庭裁判所	福岡市	福岡市
佐賀家庭裁判所	佐賀市	佐賀市
長崎家庭裁判所	長崎市	長崎市
大分家庭裁判所	大分市	大分市
熊本家庭裁判所	熊本市	熊本市
鹿児島家庭裁判所	鹿児島市	鹿児島市
宮崎家庭裁判所	宮崎市	宮崎市
那覇家庭裁判所	那覇市	那覇市
仙台家庭裁判所	仙台市	仙台市
福島家庭裁判所	福島市	福島市
山形家庭裁判所	山形市	山形市
盛岡家庭裁判所	盛岡市	盛岡市
秋田家庭裁判所	秋田市	秋田市
青森家庭裁判所	青森市	青森市
札幌家庭裁判所	札幌市	札幌市
函館家庭裁判所	函館市	函館市
旭川家庭裁判所	旭川市	旭川市
釧路家庭裁判所	釧路市	釧路市
高松家庭裁判所	高松市	高松市
徳島家庭裁判所	徳島市	徳島市
高知家庭裁判所	高知市	高知市
松山家庭裁判所	松山市	松山市

第四表（第一条関係）

名称	所在地
東京簡易裁判所	東京都（特別区の存する区域に限る。）
八丈島簡易裁判所	東京都八丈支庁管内八丈町
伊豆大島簡易裁判所	東京都大島支庁管内大島町
新島簡易裁判所	東京都大島支庁管内新島村
八王子簡易裁判所	東京都八王子市
立川簡易裁判所	東京都立川市
武蔵野簡易裁判所	東京都武蔵野市
青梅簡易裁判所	東京都青梅市
町田簡易裁判所	東京都町田市
横浜簡易裁判所	横浜市中区
神奈川簡易裁判所	横浜市神奈川区
保土ヶ谷簡易裁判所	横浜市保土ヶ谷区
川崎簡易裁判所	川崎市
鎌倉簡易裁判所	鎌倉市
藤沢簡易裁判所	藤沢市
相模原簡易裁判所	相模原市
横須賀簡易裁判所	横須賀市
平塚簡易裁判所	平塚市
小田原簡易裁判所	小田原市
厚木簡易裁判所	厚木市
さいたま簡易裁判所	さいたま市浦和区
川口簡易裁判所	川口市
大宮簡易裁判所	さいたま市大宮区
久喜簡易裁判所	久喜市
越谷簡易裁判所	越谷市
川越簡易裁判所	川越市
飯能簡易裁判所	飯能市
所沢簡易裁判所	所沢市
熊谷簡易裁判所	熊谷市
本庄簡易裁判所	本庄市
秩父簡易裁判所	秩父市
千葉簡易裁判所	千葉市
佐倉簡易裁判所	佐倉市
千葉一宮簡易裁判所	千葉県長生郡一宮町
松戸簡易裁判所	松戸市
市川簡易裁判所	市川市
木更津簡易裁判所	木更津市
館山簡易裁判所	館山市
銚子簡易裁判所	銚子市
東金簡易裁判所	東金市
八日市場簡易裁判所	八日市場市
佐原簡易裁判所	佐原市
水戸簡易裁判所	水戸市
笠間簡易裁判所	笠間市
日立簡易裁判所	日立市

常陸太田簡易裁判所	日立市
土浦簡易裁判所	常陸太田市
石岡簡易裁判所	土浦市
龍ヶ崎簡易裁判所	石岡市
取手簡易裁判所	龍ヶ崎市
麻生簡易裁判所	取手市
下妻簡易裁判所	茨城県行方郡麻生町
下館簡易裁判所	下妻市
古河簡易裁判所	下館市
宇都宮簡易裁判所	古河市
真岡簡易裁判所	宇都宮市
大田原簡易裁判所	真岡市
栃木簡易裁判所	大田原市
小山簡易裁判所	栃木市
足利簡易裁判所	小山市
前橋簡易裁判所	足利市
高崎簡易裁判所	前橋市
太田簡易裁判所	高崎市
館林簡易裁判所	太田市
伊勢崎簡易裁判所	館林市
桐生簡易裁判所	伊勢崎市
沼田簡易裁判所	桐生市
中之条簡易裁判所	沼田市
藤岡簡易裁判所	群馬県吾妻郡中之条町
群馬富岡簡易裁判所	藤岡市
静岡簡易裁判所	富岡市
清水簡易裁判所	静岡市追手町
熱海簡易裁判所	静岡市清水天神一丁目
三島簡易裁判所	熱海市
沼津簡易裁判所	三島市
下田簡易裁判所	沼津市
富士簡易裁判所	下田市
島田簡易裁判所	富士市
掛川簡易裁判所	島田市
浜松簡易裁判所	掛川市
甲府簡易裁判所	浜松市
山梨県南巨摩郡鯉沢町	甲府市
都留簡易裁判所	山梨県南巨摩郡鯉沢町
富士吉田簡易裁判所	都留市
長野簡易裁判所	富士吉田市
飯山簡易裁判所	長野市
上田簡易裁判所	飯山市
佐久簡易裁判所	上田市
松本簡易裁判所	佐久市
木曾福島簡易裁判所	松本市
	長野県木曾郡木曾福島町

大町簡易裁判所
諏訪簡易裁判所
岡谷簡易裁判所
飯田簡易裁判所
伊那簡易裁判所
新潟簡易裁判所
新潟簡易裁判所
三條簡易裁判所
新発田簡易裁判所
村上簡易裁判所
長岡簡易裁判所
十日町簡易裁判所
柏崎簡易裁判所
南魚沼簡易裁判所
高田簡易裁判所
糸魚川簡易裁判所
佐渡簡易裁判所
大阪簡易裁判所
大阪池田簡易裁判所
豊中簡易裁判所
吹田簡易裁判所
茨木簡易裁判所
東大阪簡易裁判所
枚方簡易裁判所
堺簡易裁判所
富田簡易裁判所
羽曳野簡易裁判所
岸和田簡易裁判所
佐野簡易裁判所
京都簡易裁判所
伏見簡易裁判所
右京簡易裁判所
向日町簡易裁判所
木津簡易裁判所
宇治簡易裁判所
園部簡易裁判所
龜岡簡易裁判所
宮津簡易裁判所
京丹後簡易裁判所
舞鶴簡易裁判所
福知山簡易裁判所
神戸簡易裁判所
西宮簡易裁判所
伊丹簡易裁判所
尼崎簡易裁判所
明石簡易裁判所
篠山簡易裁判所

大町市
諏訪市
岡谷市
飯田市
伊那市
新潟市
新潟市
三條市
新発田市
村上市
長岡市
十日町市
柏崎市
南魚沼市
上越市
糸魚川市
佐渡市
大阪市
池田市
豊中市
吹田市
茨木市
東大阪市
枚方市
堺市
富田林市
羽曳野市
岸和田市
泉佐野市
京都市
京都市
京都市
京都市
京都市
向日市
京都府相楽郡木津町
宇治市
京都府船井郡園部町
亀岡市
京都市
宮津市
京丹後市
舞鶴市
福知山市
神戸市
西宮市
伊丹市
尼崎市
明石市

柏原簡易裁判所
姫路簡易裁判所
加古川簡易裁判所
社簡易裁判所
龍野簡易裁判所
豊岡簡易裁判所
浜坂簡易裁判所
洲本簡易裁判所
奈良簡易裁判所
葛城簡易裁判所
宇陀簡易裁判所
五條簡易裁判所
吉野簡易裁判所
大津簡易裁判所
高島簡易裁判所
甲賀簡易裁判所
彦根簡易裁判所
東近江簡易裁判所
長浜簡易裁判所
和歌山簡易裁判所
湯淺簡易裁判所
妙寺簡易裁判所
橋本簡易裁判所
田辺簡易裁判所
串本簡易裁判所
御坊簡易裁判所
新宮簡易裁判所
名古屋簡易裁判所
春日井簡易裁判所
瀬戸簡易裁判所
津島簡易裁判所
一宮簡易裁判所
犬山簡易裁判所
半田簡易裁判所
岡崎簡易裁判所
安城簡易裁判所
豊田簡易裁判所
豊橋簡易裁判所

篠山市
丹波市
姫路市
加古川市
兵庫県加東郡社町
龍野市
豊岡市
兵庫県美方郡浜坂町
洲本市
奈良市
大和高田市
奈良県宇陀郡大宇陀町
五條市
奈良県吉野郡大淀町
大津市
高島市
甲賀市
彦根市
東近江市
長浜市
和歌山市
和歌山県有田郡湯淺町
和歌山県伊都郡かつらぎ町
橋本市
田辺市
和歌山県西牟婁郡串本町
御坊市
新宮市
名古屋
春日井市
瀬戸市
津島市
一宮市
犬山市
半田市
岡崎市
安城市
豊田市
豊橋市
新城市
津市
鈴鹿市
松阪市
伊賀市
四日市市
桑名市

伊勢簡易裁判所
熊野簡易裁判所
尾鷲簡易裁判所
岐阜簡易裁判所
郡上簡易裁判所
大垣簡易裁判所
御嵩簡易裁判所
多治見簡易裁判所
中津川簡易裁判所
高山簡易裁判所
福井簡易裁判所
武生簡易裁判所
大野簡易裁判所
敦賀簡易裁判所
小浜簡易裁判所
金沢簡易裁判所
小松簡易裁判所
七尾簡易裁判所
輪島簡易裁判所
珠洲簡易裁判所
富山簡易裁判所
魚津簡易裁判所
高岡簡易裁判所
砺波簡易裁判所
広島簡易裁判所
東広島簡易裁判所
可部簡易裁判所
大竹簡易裁判所
呉簡易裁判所
竹原簡易裁判所
尾道簡易裁判所
福山簡易裁判所
府中簡易裁判所
三次簡易裁判所
庄原簡易裁判所
山口簡易裁判所
防府簡易裁判所
周南簡易裁判所
萩簡易裁判所
長門簡易裁判所
岩国簡易裁判所
柳井簡易裁判所
下関簡易裁判所
船木簡易裁判所
宇部簡易裁判所
岡山簡易裁判所
玉野簡易裁判所

伊勢市
熊野市
尾鷲市
岐阜市
郡上市
大垣市
岐阜県可児郡御嵩町
多治見市
中津川市
高山市
福井市
武生市
大野市
敦賀市
小浜市
金沢市
小松市
七尾市
輪島市
珠洲市
富山市
魚津市
高岡市
砺波市
広島市中区
東広島市
広島市安佐北区
大竹市
呉市
竹原市
尾道市
福山市
広島県府中市
三次市
庄原市
山口市
防府市
周南市
萩市
長門市
岩国市
柳井市
下関市
宇部市大字船木
宇部市琴芝町二丁目
岡山市

児島簡易裁判所
玉島簡易裁判所
倉敷簡易裁判所
笠岡簡易裁判所
高梁簡易裁判所
新見簡易裁判所
津山簡易裁判所
勝山簡易裁判所
鳥取簡易裁判所
倉吉簡易裁判所
米子簡易裁判所
松江簡易裁判所
雲南簡易裁判所
出雲簡易裁判所
浜田簡易裁判所
益田簡易裁判所
川本簡易裁判所
西郷簡易裁判所
福岡簡易裁判所
宗像簡易裁判所
甘木簡易裁判所
飯塚簡易裁判所
直方簡易裁判所
小倉簡易裁判所
折尾簡易裁判所
久留米簡易裁判所
うきは簡易裁判所
柳川簡易裁判所
大牟田簡易裁判所
八女簡易裁判所
行橋簡易裁判所
田川簡易裁判所
佐賀簡易裁判所
鳥栖簡易裁判所

玉野市
倉敷市児島小川一丁目
倉敷市玉島一丁目
倉敷市幸町
笠岡市
高梁市
新見市
津山市
岡山県真庭郡勝山町
鳥取市
倉吉市
米子市
松江市
雲南市
出雲市
浜田市
益田市
島根県邑智郡川本町
島根県隠岐郡隠岐の島町
福岡市
宗像市
甘木市
飯塚市
直方市
北九州市小倉北区
北九州市八幡西区
久留米市
うきは市
柳川市
大牟田市
八女市
行橋市
田川市
佐賀市
鳥栖市
武雄市
鹿島市
伊万里市
唐津市
長崎市
大村市
諫早市
島原市
佐世保市
平戸市
老岐市

五島簡易裁判所
 新上五島簡易裁判所
 厳原簡易裁判所
 上島簡易裁判所
 大分簡易裁判所
 別府簡易裁判所
 杵築簡易裁判所
 中津簡易裁判所
 豊後高田簡易裁判所
 日田市
 竹田簡易裁判所
 佐伯簡易裁判所
 臼杵簡易裁判所
 熊本簡易裁判所
 宇城簡易裁判所
 荒尾簡易裁判所
 玉名簡易裁判所
 山鹿簡易裁判所
 阿蘇簡易裁判所
 高森簡易裁判所
 御船簡易裁判所
 八代簡易裁判所
 水俣簡易裁判所
 人吉簡易裁判所
 天草簡易裁判所
 牛深簡易裁判所
 鹿兒島簡易裁判所
 伊集院簡易裁判所
 種子島簡易裁判所
 屋久島簡易裁判所
 名瀬簡易裁判所
 徳之島簡易裁判所
 加治木簡易裁判所
 大口簡易裁判所
 大隅簡易裁判所
 知覧簡易裁判所
 加世田簡易裁判所
 指宿簡易裁判所
 川内簡易裁判所
 出水簡易裁判所
 甑島簡易裁判所
 鹿屋簡易裁判所
 宮崎簡易裁判所
 西都簡易裁判所
 日南簡易裁判所
 都城簡易裁判所
 小林簡易裁判所

五島市
 長崎県南松浦郡新上五島町
 対馬市厳原町中村
 対馬市上島町佐須奈
 大分市
 別府市
 杵築市
 中津市
 豊後高田市
 日田市
 竹田市
 佐伯市
 臼杵市
 熊本市
 宇城市
 荒尾市
 玉名市
 山鹿市
 阿蘇市
 熊本県阿蘇郡高森町
 熊本県上益城郡御船町
 八代市
 水俣市
 人吉市
 本渡市
 牛深市
 鹿兒島市
 鹿兒島県日置郡伊集院町
 西之表市
 鹿兒島県熊毛郡上屋久町
 名瀬市
 鹿兒島県大島郡徳之島町
 鹿兒島県始良郡加治木町
 大口市
 鹿兒島県曾於郡大隅町
 鹿兒島県川辺郡知覧町
 加世田市
 指宿市
 薩摩川内市花木町
 出水市
 薩摩川内市上甑町中甑
 鹿屋市
 宮崎市
 西都市
 日南市
 都城市

延岡簡易裁判所
 日向簡易裁判所
 高千穂簡易裁判所
 那覇簡易裁判所
 沖繩簡易裁判所
 名護簡易裁判所
 平良簡易裁判所
 石垣簡易裁判所
 仙台簡易裁判所
 大河原簡易裁判所
 古川簡易裁判所
 築館簡易裁判所
 石巻簡易裁判所
 登米簡易裁判所
 気仙沼簡易裁判所
 福島簡易裁判所
 郡山簡易裁判所
 白河簡易裁判所
 棚倉簡易裁判所
 会津若松簡易裁判所
 田島簡易裁判所
 いわき簡易裁判所
 福島富岡簡易裁判所
 相馬簡易裁判所
 山形簡易裁判所
 新庄簡易裁判所
 米沢簡易裁判所
 赤湯簡易裁判所
 長井簡易裁判所
 鶴岡簡易裁判所

小林地
 延岡市
 日向市
 宮崎県西臼杵郡高千穂町
 那覇市
 沖繩市
 名護市
 平良市
 石垣市
 仙台市
 宮城県柴田郡大河原町
 古川市
 宮城県栗原郡築館町
 石巻市
 宮城県登米郡登米町
 気仙沼市
 福島市
 郡山市
 白河市
 福島県東白川郡棚倉町
 会津若松市
 福島県南会津郡田島町
 いわき市
 福島県双葉郡富岡町
 相馬市
 山形市
 新庄市
 米沢市
 南陽市
 長井市
 鶴岡市

酒田簡易裁判所
 盛岡簡易裁判所
 花巻簡易裁判所
 二戸簡易裁判所
 久慈簡易裁判所
 遠野簡易裁判所
 釜石簡易裁判所
 大船渡簡易裁判所
 宮古簡易裁判所
 一関簡易裁判所
 水沢簡易裁判所
 秋田簡易裁判所
 男鹿簡易裁判所
 能代簡易裁判所
 本荘簡易裁判所

酒田市
 盛岡市
 花巻市
 二戸市
 久慈市
 遠野市
 釜石市
 大船渡市
 宮古市
 一関市
 水沢市
 秋田市
 男鹿市
 能代市
 本荘市

川口	埼玉県の内	さいたま市 さいたま市の内	厚木市 伊勢原市 愛甲郡	小田原市 秦野市 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡	平塚市 中郡	横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡	相模原市 座間市 津久井郡	藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 海老名市 綾瀬市 高座郡	鎌倉市 横浜市の内	川崎市 神奈川県の内	保土ヶ谷区 西区 旭区 瀬谷区	川崎市 神奈川県の内	鶴見区 神奈川区 港北区 緑区 青葉区 都筑区	神奈川県の内 横浜市の内	町田市 多摩市 稲城市	青梅市 福生市 羽村市	武蔵野市 三鷹市 小金井市 小平市 東村山市 西東京市 清瀬市 東久留米市	立川市 府中市 昭島市 調布市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 武蔵村山市	日の出町 檜原村
----	-------	------------------	--------------------	-------------------------------------	-----------	---------------------------	---------------------	--	--------------	---------------	--------------------------	---------------	--	-----------------	-------------------	-------------------	--	---	-------------

秩父市	埼玉県の内	秩父市	本庄市 深谷市 児玉郡	大里郡の内	大里町 江南町 妻沼町 川本町 花園町 寄居町	北埼玉郡の内	北埼玉町 川本町 花園町 寄居町	大里郡の内	大里町 江南町 妻沼町 川本町 花園町 寄居町	東秩父村	秩父郡の内	滑川町 嵐山町 小川町 都幾川村 玉川村 吉見町	熊谷市 行田市 東松山市 羽生市	熊谷市の内	熊谷市 行田市 東松山市 羽生市	所沢市 狭山市 入間市	所沢市の内	所沢市 狭山市 入間市	飯能市 日高市	飯能市の内	飯能市 日高市	川島町	川島町の内	川島町	比企郡の内	比企町 三芳町	大井町	大井町の内	大井町	川越市 富士見市 上福岡市 坂戸市 鶴ヶ島市	川越市の内	川越市 富士見市 上福岡市 坂戸市 鶴ヶ島市	越谷市 春日部市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市	越谷市の内	越谷市 春日部市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市	久喜市 加須市 幸手市 南埼玉郡	久喜市の内	久喜市 加須市 幸手市 南埼玉郡	久喜市 加須市 幸手市 南埼玉郡	久喜市 加須市 幸手市 南埼玉郡	大宮市 さいたま市の内	大宮市の内	大宮市 さいたま市の内	川口市 鳩ヶ谷市
-----	-------	-----	-------------------	-------	--	--------	---------------------------	-------	--	------	-------	---	---------------------------	-------	---------------------------	-------------------	-------	-------------------	------------	-------	------------	-----	-------	-----	-------	------------	-----	-------	-----	------------------------------------	-------	------------------------------------	---	-------	---	---------------------------	-------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------	-------	----------------	-------------

